三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市大物字正了八九三から八九七まで、字炭焼八九二、八九二の一、八九二の二、字油山八九八から九〇一まで、字松尾七八九、七九〇、七九〇の一から七九〇の一六まで、字九僧ヶ谷八五八から八七一まで、八五九の一、八六一の一、八六二の一、八六五の一、八六六の一、八六六の二、八六八の一、八七一の一から八七一の三まで、字焼苅八七二、八七二の一、八七二の二、字寺山八七三から八七八まで、八七三の一、八七四の一、八七九の一、八七九の二、八八〇から八八八まで、字道ノ北八八九、字マタガ坂八九〇、字大岩谷八九一、荒川字大岩谷六五二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大岩谷八九一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年十二月十九日農林水産省告示第二千四百五十六号

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県相馬郡新地町杉目字飯**樋**五二の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字赤坂西野字中野町五二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字富田字八斗蒔一二一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字赤坂西野字前折戸一三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬字田野上一六二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)